

(地Ⅲ168)

平成26年10月2日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

「予防接種後健康状況調査実施要領」の一部改正について

平成26年度の標記調査の実施につきましては、平成26年6月10日付(地Ⅲ68)文書をもって貴会宛お送りいたしました。

本年10月1日から定期の予防接種の対象疾病に水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が追加されることとなったことを受け、予防接種後健康状況調査の調査対象として、水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種を追加する旨、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等宛通知がなされ、本会に対して協力方依頼がまいりました。

また、これに伴い、「予防接種後健康状況調査予算執行要領」についても改正されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知協力方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健 発 0 9 3 0 第 8 号
平 成 2 6 年 9 月 3 0 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長
小森 貴 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種後健康状況調査実施要領」の一部改正について

予防接種後健康状況調査につきましては、「予防接種後健康状況調査の実施について」（平成 26 年 6 月 2 日付け健発 0602 第 13 号厚生労働省健康局長通知）により、当該調査に関する各都道府県・郡市区医師会への周知・協力要請等、当該事業の円滑な実施について、特段の御配慮をお願いいたしているところですが、今般、別添（写）のとおり、各都道府県知事及び指定都市長宛て通知したところですので、引き続き御協力よろしくお願いいたします。



健 発 0930 第 7 号
平成 26 年 9 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事

殿

各 指 定 都 市 市 長

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種後健康状況調査実施要領」の一部改正について

予防接種後健康状況調査につきましては、「予防接種後健康状況調査の実施について」(平成 26 年 6 月 2 日付け健発 0602 第 12 号厚生労働省健康局長通知)の別添「予防接種後健康状況調査実施要領」(以下「実施要領」という)により実施していただいているところですが、予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 247 号)並びに予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成 26 年厚生労働省令第 80 号)がそれぞれ公布され、本年 10 月 1 日から定期の予防接種の対象疾病に水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が追加されることとなったことを受け、予防接種後健康状況調査の調査対象として、上記疾病に係る定期の予防接種(以下「2ワクチン」という。)を追加することといたしました。

つきましては、別紙新旧対照表のとおり予防接種後健康状況調査実施要領を改正することといたしましたので、引き続き御協力よろしくお願いいたします。

「予防接種後健康状況調査実施要領」新旧対照表

改正案	現行
<p>1 略</p> <p>2 実施要領</p> <p>(1) 健康状況調査の実施</p> <p>ア 健康状況調査の対象者（以下「対象者」という。）</p> <p>対象者は、予防接種法により実施される定期の予防接種として、以下のワクチン接種を受けた者とする。</p> <p>① 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「DPT-IPV」という。）</p> <p>② 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（以下「DT」という。）</p> <p>③ 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR」という。）</p> <p>④ 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（以下「日本脳炎」という。）</p> <p>⑤ 経皮接種用乾燥BCGワクチン（以下「BCG」という。）</p> <p>⑥ ヒブワクチン（以下「ヒブ」という。）</p> <p>⑦ 小児用肺炎球菌ワクチン（以下「小児用肺炎球菌」という。）</p>	<p>1 略</p> <p>2 実施要領</p> <p>(1) 健康状況調査の実施</p> <p>ア 健康状況調査の対象者（以下「対象者」という。）</p> <p>対象者は、予防接種法により実施される定期の予防接種として、以下のワクチン接種を受けた者とする。</p> <p>① 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「DPT-IPV」という。）</p> <p>② 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（以下「DT」という。）</p> <p>③ 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR」という。）</p> <p>④ 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（以下「日本脳炎」という。）</p> <p>⑤ 経皮接種用乾燥BCGワクチン（以下「BCG」という。）</p> <p>⑥ ヒブワクチン（以下「ヒブ」という。）</p> <p>⑦ 小児用肺炎球菌ワクチン（以下「小児用肺炎球菌」という。）</p>

⑧ 水痘ワクチン（以下「水痘」という。）

⑨ インフルエンザHAワクチン（以下「インフルエンザ」という。）

⑩ 高齢者用肺炎球菌ワクチン（以下「高齢者用肺炎球菌」という。）

イ 実施機関の選定及び決定

実施機関は、各都道府県において原則として、各ワクチンにつき1実施機関（市町村）を選定（推薦）し、結核感染症課長による協力依頼文書をもって決定する。

なお、各都道府県において実施機関を推薦するに当たっては、以下の点に留意すること。

① DPT-IPV、DT、MR、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘（以下、「DPT-IPV等」という。）、インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌については、各地域の医師会等関係機関と協議して「医療機関」を選定すること。

② 略

③ 略

ウ 健康状況調査実施時期等（別表1を参照のこと）

（ア）実施時期

DPT-IPV等については、各年度の4～6月をI

⑧ インフルエンザHAワクチン（以下「インフルエンザ」という。）

イ 実施機関の選定及び決定

実施機関は、各都道府県において原則として、各ワクチンにつき1実施機関（市町村）を選定（推薦）し、結核感染症課長による協力依頼文書をもって決定する。

なお、各都道府県において実施機関を推薦するに当たっては、以下の点に留意すること。

① DPT-IPV、DT、MR、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌（以下、「DPT-IPV等」という。）、インフルエンザについては、各地域の医師会等関係機関と協議して「医療機関」を選定すること。

② 略

③ 略

ウ 健康状況調査実施時期等（別表1を参照のこと）

（ア）実施時期

DPT-IPV等については、各年度の4～6月をI

期、7～9月をⅡ期、10～12月をⅢ期、1～3月をⅣ期とする各四半期毎に実施することとし、BCGについては、各年度の4～9月を前期、10～3月を後期とする各半期毎に実施することとする。

また、インフルエンザ及び高年齢者用肺炎球菌については、各年度の4～3月に実施することとする。

なお、平成26年度においては、水痘はⅢ期及びⅣ期、高年齢者用肺炎球菌は10月～12月を実施時期とする。

(イ) 保護者による健康状況調査対象者の観察期間（以下「観察期間」という。）及び対象者数

DPT-IPV等の接種を受けた者については、観察期間を接種後28日間とし、原則として各期において各実施機関とも対象者40名（DPT-IPVについては、第1期初回接種第1回目、第2回目、第3回目及び追加接種の対象者を併せて40名、日本脳炎については、第1期初回接種第1回目、第2回目、追加接種及び第2期の対象者を併せて40名、水痘については、第1回目及び第2回目の対象者を併せて40名）について健康状況調査を行うこととする。

BCGの接種を受けた者については、観察期間を4ヶ月間とし、原則として各期において、対象者100名について健康状況調査を行うこととする。

期、7～9月をⅡ期、10～12月をⅢ期、1～3月をⅣ期とする各四半期毎に実施することとし、BCGについては、各年度の4～9月を前期、10～3月を後期とする各半期毎に実施することとする。

また、インフルエンザについては、各年度の4～3月に実施することとする。

(イ) 保護者による健康状況調査対象者の観察期間（以下「観察期間」という。）及び対象者数

DPT-IPV等の接種を受けた者については、観察期間を接種後28日間とし、原則として各期において各実施機関とも対象者40名（DPT-IPVについては、第1期初回接種第1回目、第2回目、第3回目及び追加接種の対象者を併せて40名、日本脳炎については、第1期初回接種第1回目、第2回目、追加接種及び第2期の対象者を併せて40名）について健康状況調査を行うこととする。

BCGの接種を受けた者については、観察期間を4ヶ月間とし、原則として各期において、対象者100名について健康状況調査を行うこととする。

インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌の接種を受けた者については、観察期間を接種後28日間とし、原則として、対象者40名について健康状況調査を行うこととする。

エ 健康状況調査の方法、手順等（別表2を参照のこと）

（ア）実施機関の実施手順

- a 略
- b 略
- c 略
- d 様式第2による予防接種後健康状況調査一覧表（以下「調査一覧表」という。）に、必要事項を転記し、3枚複写の調査一覧表のうちの提出用2枚を調査票とともに各都道府県担当部局宛て提出することとする。水痘及び高齢者用肺炎球菌については、原則として、電子媒体の調査一覧表を使用することとし、必要事項を転記し、調査表とともに各都道府県担当部局宛て提出すること。電子媒体が使用できない場合には、出力した紙媒体を使用すること。

（イ）各都道府県の実施手順

- a 略
- b 各実施機関から提出された調査一覧表をワクチン

インフルエンザの接種を受けた者については、観察期間を接種後28日間とし、原則として、対象者40名について健康状況調査を行うこととする。

エ 健康状況調査の方法、手順等（別表2を参照のこと）

（ア）実施機関の実施手順

- a 略
- b 略
- c 略
- d 様式第2による予防接種後健康状況調査一覧表（以下「調査一覧表」という。）に、必要事項を転記し、3枚複写の調査一覧表のうちの提出用2枚を調査票とともに各都道府県担当部局あて提出することとする。

（イ）各都道府県の実施手順

- a 略
- b 各実施機関から提出された調査一覧表をワクチン

別・実施機関別に半期分を取りまとめ、調査一覧表に通し番号を記入（調査一覧表記入要領参照）し、結核感染症課宛てに提出すること。水痘及び高齢者用肺炎球菌については、電子媒体が使用できない実施機関に限り、出力した紙媒体を配布すること。

なお、調査一覧表及び調査票は、担当部局において5年間保管すること。

オ 略

(2) 略

(3) 略

別・実施機関別に半期分を取りまとめ、調査一覧表に通し番号を記入（調査一覧表記入要領参照）し、結核感染症課宛に提出すること。

なお、調査一覧表及び調査票は、担当部局において5年間保管すること。

オ 略

(2) 略

(3) 略

予防接種後健康状況調査実施要領

1 事業概要

(1) 目的

国民が正しい理解の下に予防接種を受けることが出来るよう、予防接種に関する正しい知識の啓発普及の一環として、適正かつ最新の予防接種後の健康状況に関する情報を広く国民に提供するとともに、予防接種副反応の発生要因等に関する研究の一助とすることにより、有効かつより安全な予防接種の実施に資することを目的とする。

(2) 実施主体等

厚生労働省健康局結核感染症課（以下「結核感染症課」という。）が、都道府県、市町村、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）、各地域の医師会及び予防接種実施医療機関等の協力を得て予防接種後健康状況調査（以下「健康状況調査」という。）を実施する。

各都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）は、地域の医師会等の協力を得て健康状況調査実施機関（以下「実施機関」という。）を選定する等、実施主体の補助を行うものとする。

2 実施要領

(1) 健康状況調査の実施

ア 健康状況調査の対象者（以下「対象者」という。）

対象者は、予防接種法により実施される定期の予防接種として、以下のワクチン接種を受けた者とする。

- ① 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下「DPT-IPV」という。）
- ② 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（以下「DT」という。）
- ③ 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（以下「MR」という。）
- ④ 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（以下「日本脳炎」という。）
- ⑤ 経皮接種用乾燥BCGワクチン（以下「BCG」という。）
- ⑥ ヒブワクチン（以下「ヒブ」という。）
- ⑦ 小児用肺炎球菌ワクチン（以下「小児用肺炎球菌」という。）
- ⑧ 水痘ワクチン（以下「水痘」という。）
- ⑨ インフルエンザHAワクチン（以下「インフルエンザ」という。）
- ⑩ 高齢者用肺炎球菌ワクチン（以下「高齢者用肺炎球菌」という。）

イ 実施機関の選定及び決定

実施機関は、各都道府県において原則として、各ワクチンにつき1実施機関（市町村）を選定（推薦）し、結核感染症課長による協力依頼文書をもって決定する。

なお、各都道府県において実施機関を推薦するに当たっては、以下の点に留意すること。

- ① DPT-IPV、DT、MR、日本脳炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘（以下、「DPT-IPV等」という。）、インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌については、各地域の医師会等関係機関と協議して「医療機関」を選定すること。

- ② BCGについては、各地域の医師会等関係機関と協議して「医療機関」を選定することを原則とするが、集団接種により予防接種を実施する「市町村」を選定することも差し支えないこと。
- ③ 実施機関の任期は、原則2年とすること。

ウ 健康状況調査実施時期等（別表1を参照のこと）

（ア）実施時期

DPT-IPV等については、各年度の4～6月をⅠ期、7～9月をⅡ期、10～12月をⅢ期、1～3月をⅣ期とする各四半期毎に実施することとし、BCGについては、各年度の4～9月を前期、10～3月を後期とする各半期毎に実施することとする。

また、インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌については、各年度の4～3月に実施することとする。

なお、平成26年度においては、水痘はⅢ期及びⅣ期、高齢者用肺炎球菌は10月～12月を実施時期とする。

（イ）保護者による健康状況調査対象者の観察期間（以下「観察期間」という。）及び対象者数

DPT-IPV等の接種を受けた者については、観察期間を接種後28日間とし、原則として各期において各実施機関とも対象者40名（DPT-IPVについては、第1期初回接種第1回目、第2回目、第3回目及び追加接種の対象者を併せて40名、日本脳炎については、第1期初回接種第1回目、第2回目、追加接種及び第2期の対象者を併せて40名、水痘については、第1回目及び第2回目の対象者を併せて40名）について健康状況調査を行うこととする。

BCGの接種を受けた者については、観察期間を4ヶ月間とし、原則として各期において、対象者100名について健康状況調査を行うこととする。

インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌の接種を受けた者については、観察期間を接種後28日間とし、原則として、対象者40名について健康状況調査を行うこととする。

エ 健康状況調査の方法、手順等（別表2を参照のこと）

（ア）実施機関の実施手順

- a 対象者の人数については、2の（1）のウの（イ）の人数を超えないこととし、特別の事情がある場合、報告は必ずしも要しないこととする。
- b 予防接種実施後、対象者の保護者（以下「保護者」という。）又は対象者に対して本事業の趣旨を十分に説明の上、健康状況調査に協力する旨の同意を得た後、様式第1による予防接種後健康状況調査票（以下「調査票」という。）を保護者又は対象者に配布し、記入要領等の説明を行うこととする。
- c 保護者又は対象者から実施機関宛てに郵送される調査票により、内容の確認をすることとする。
- d 様式第2による予防接種後健康状況調査一覧表（以下「調査一覧表」という。）に、必要事項を転記し、3枚複写の調査一覧表のうちの提出用2枚を調査票とともに各都道府県担当部局宛て提出することとする。水痘及び高齢者用肺炎球菌については、原則として、電

子媒体の調査一覧表を使用することとし、必要事項を転記し、調査表とともに各都道府県担当部局宛て提出すること。電子媒体が使用できない場合には、出力した紙媒体を使用すること。

(イ) 各都道府県の実施手順

- a 実施機関に対して、予防接種後健康状況調査実施要領、調査一覧表及び調査票を配布することとする。なお、調査票には、あらかじめ郵便切手を貼り付けて配布すること。
- b 各実施機関から提出された調査一覧表をワクチン別・実施機関別に半期分を取りまとめ、調査一覧表に通し番号を記入（調査一覧表記入要領参照）し、結核感染症課宛てに提出すること。水痘及び高齢者用肺炎球菌については、電子媒体が使用できない実施機関に限り、出力した紙媒体を配布すること。

なお、調査一覧表及び調査票は、担当部局において5年間保管すること。

オ 健康状況調査項目について

予防接種副反応の発生状況を正確に把握するため、通常の副反応（発熱、発赤、発疹、腫脹等）及び極めて稀に起こり得るとされている異常な副反応（脳炎、脳症等）、発生頻度等の調査に加えて、これまで予防接種による副反応と考えられていない接種後の症状についても、健康状況調査の項目とする。（各ワクチンごとの項目は、別添の調査票及び調査一覧表に記載のとおりとする。）

(2) 健康状況調査結果の解析・評価

予防接種後副反応・健康状況調査検討会（厚生労働省健康局長の私的諮問機関）において、調査一覧表等を基に、医学的、疫学的見地から解析・評価を行い、予防接種後の症状の発生実態を把握するとともに、報告事例と予防接種との因果関係について検討する。

(3) 情報の還元・提供（別表2を参照のこと）

健康状況調査により得られた情報は、都道府県、日本医師会、関係各地域の医師会及び実施機関に還元するとともに、都道府県、市町村及び日本医師会等を通じて広く国民に提供することとする。

2014年度(平成26年度)

都道府県・指定都市名(担当者名):

()

定点医療機関名(担当医師名):

()

Ⅲ期・Ⅳ期

TE ()

FAX ()

TEL ()

FAX ()

水痘ワクチン健康状況調査一覧表(観察期間28日間)

通し 番号	性別	接種時 年齢	期 別	ロット番号	同時接種 したワクチン	発 熱		局 所 反 応			けいれん			蕁麻疹	発疹	リンパ節腫脹		関 節 痛		その他の症状	医師の 受診の 有無	入院の 有無
						発現日	最高発熱	発現日	程 度	水疱 の有 無	発現日	持続時間	最高発熱	発現日	発現日	発現日	発現場所	発現日	発現場所			
	男 ・ 女	歳 月	1回目 ・ 2回目				°C	日	発赤 ・ 腫脹	~5cm ・ 6~9cm ・ 10cm~	有 ・ 無						耳の後ろ くび その他	日	ひじ ひざ その他		有 ・ 無	有 ・ 無
	男 ・ 女	歳 月	1回目 ・ 2回目				°C	日	発赤 ・ 腫脹	~5cm ・ 6~9cm ・ 10cm~	有 ・ 無						耳の後ろ くび その他	日	ひじ ひざ その他		有 ・ 無	有 ・ 無
	男 ・ 女	歳 月	1回目 ・ 2回目				°C	日	発赤 ・ 腫脹	~5cm ・ 6~9cm ・ 10cm~	有 ・ 無						耳の後ろ くび その他	日	ひじ ひざ その他		有 ・ 無	有 ・ 無
	男 ・ 女	歳 月	1回目 ・ 2回目				°C	日	発赤 ・ 腫脹	~5cm ・ 6~9cm ・ 10cm~	有 ・ 無						耳の後ろ くび その他	日	ひじ ひざ その他		有 ・ 無	有 ・ 無
	男 ・ 女	歳 月	1回目 ・ 2回目				°C	日	発赤 ・ 腫脹	~5cm ・ 6~9cm ・ 10cm~	有 ・ 無						耳の後ろ くび その他	日	ひじ ひざ その他		有 ・ 無	有 ・ 無
	男 ・ 女	歳 月	1回目 ・ 2回目				°C	日	発赤 ・ 腫脹	~5cm ・ 6~9cm ・ 10cm~	有 ・ 無						耳の後ろ くび その他	日	ひじ ひざ その他		有 ・ 無	有 ・ 無
	男 ・ 女	歳 月	1回目 ・ 2回目				°C	日	発赤 ・ 腫脹	~5cm ・ 6~9cm ・ 10cm~	有 ・ 無						耳の後ろ くび その他	日	ひじ ひざ その他		有 ・ 無	有 ・ 無
	男 ・ 女	歳 月	1回目 ・ 2回目				°C	日	発赤 ・ 腫脹	~5cm ・ 6~9cm ・ 10cm~	有 ・ 無						耳の後ろ くび その他	日	ひじ ひざ その他		有 ・ 無	有 ・ 無
	男 ・ 女	歳 月	1回目 ・ 2回目				°C	日	発赤 ・ 腫脹	~5cm ・ 6~9cm ・ 10cm~	有 ・ 無						耳の後ろ くび その他	日	ひじ ひざ その他		有 ・ 無	有 ・ 無

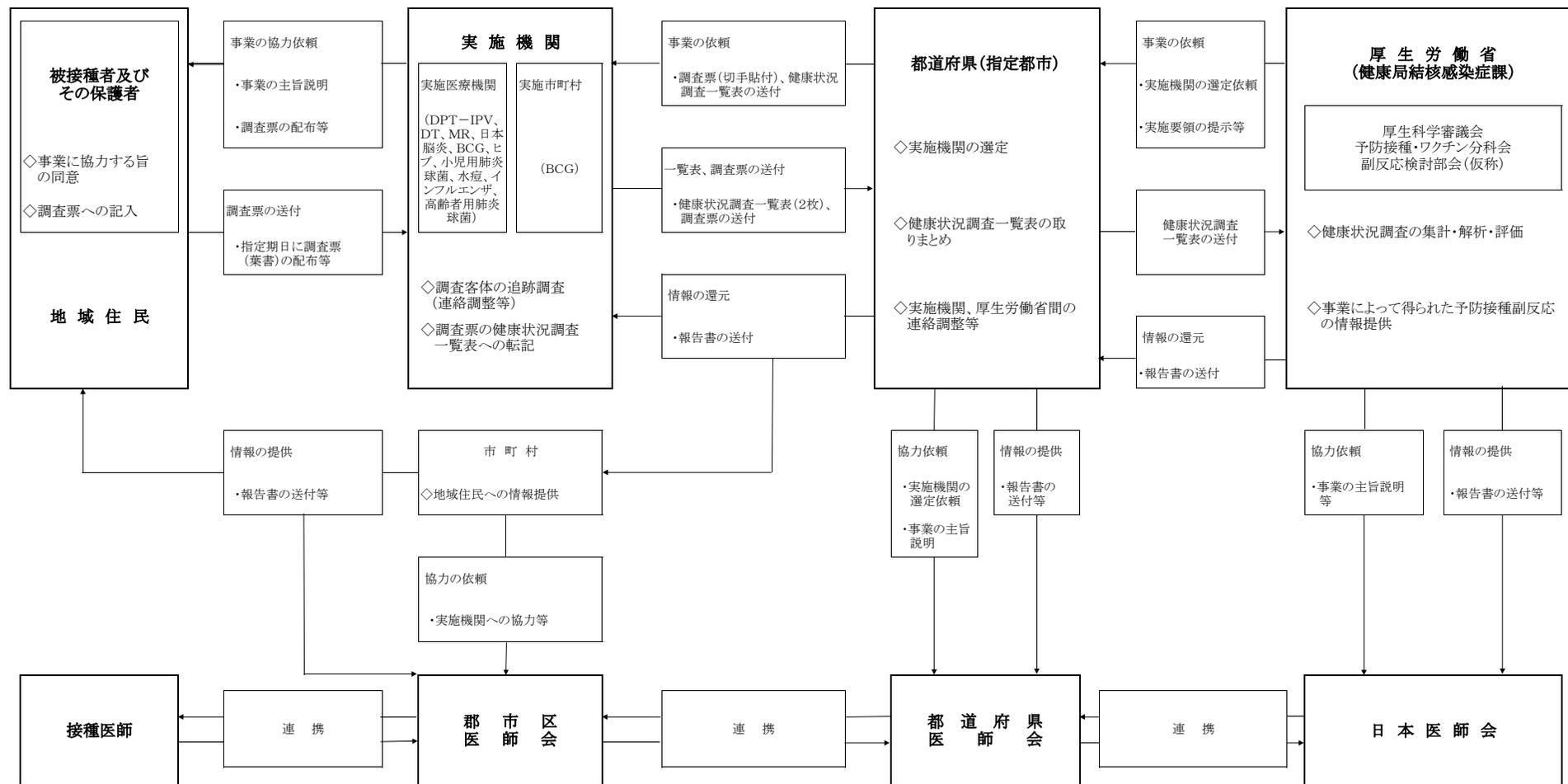
(別表1)

予防接種後健康状況調査実施計画(平成26年度)

区 分	実 施 時 期		対象者数	観察期間 (接種後)	実施機関		都道府県	厚生労働省			
					対象者の 選定期間	調査表の 回収期限	健康状況調査 一覧表の 提出期限	健康状況調査 一覧表の 提出期限	調査結果 の集計等	審議会 の開催	情報の 還元・提供
・4種混合 (DPT-IPV) ・DT ・MR ・日本脳炎 ・ヒブ ・小児用肺炎球菌 ・水痘	第1四半期	4～6月	40名	28日間	4～5月	6月末日	7月末日	8月末日	9～10月	翌年度 8月頃	翌年度 12月頃
	第2四半期	7～9月	40名	28日間	7～8月	9月末日	10月末日	11月末日	12～1月		
	第3四半期	10～12月	40名	28日間	10～11月	12月末日	1月末日	2月末日	3～4月		
	第4四半期	1～3月	40名	28日間	1～2月	3月末日	4月末日	5月末日	6～7月		
BCG	前 期	4～9月	100名	4ヶ月	4～5月	9月末日	10月末日	11月末日	12～1月		
	後 期	10～3月	100名	4ヶ月	10～11月	3月末日	4月末日	5月末日	6～7月		
・インフルエンザ ・高齢者用肺炎球菌	4～3月		40名	28日間	11～12月	3月末日	4月末日	5月末日	6～7月		

※水痘及び高齢者用肺炎球菌は下半期のみ実施

予 防 接 種 後 健 康 状 況 調 査 流 れ 図



健 発 0930 第 9 号
平成 26 年 9 月 30 日

各都道府県支出負担行為担当官 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種後健康状況調査予算執行要領」の一部改正について

予防接種後健康状況調査に要する必要経費の執行につきましては、「予防接種後健康状況調査に要する経費の執行について」（平成 26 年 6 月 2 日付け健発 0602 第 14 号厚生労働省健康局長通知）の別添「予防接種後健康状況調査予算執行要領」（以下「執行要領」という）に基づき実施していただいているところですが、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 247 号）並びに予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 80 号）がそれぞれ公布され、本年 10 月 1 日から定期の予防接種の対象疾病に水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が追加されることとなったことを受け、予防接種後健康状況調査の調査対象として、上記疾病に係る定期の予防接種（以下「2ワクチン」という。）を追加することとしたため、別紙新旧対照表のとおり執行要領を改正することといたしましたので、当該執行要領に基づき実施していただくようお願いいたします。

「予防接種後健康状況調査予算執行要領」新旧対照表

改正案	現行												
<p>1 略</p> <p>2 負担官が行う事務 (1) 略 (2) 負担官は、別添「契約書(案)」を参考に、都道府県知事(以下「知事」という。)又は指定都市市長(以下「市長」という。)と調査実施に係る<u>委託</u>契約を締結する。</p> <p>3 略</p> <p>4 国が都道府県に示達する予算の内容は、「予防接種後健康状況調査実施要領」の2に掲げる水痘ワクチン及び高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種を受けた者を対象者として実施する調査に要する経費である。 なお、示達する歳出予算科目及び算出方法は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="241 1150 1070 1358"> <tr> <td colspan="2">歳出予算科目：(組織)厚生労働本省(項)感染症対策費(目)医薬品審査等業務庁費</td> </tr> <tr> <th>支出区分</th> <th>算出方法</th> </tr> <tr> <td>調査手数料</td> <td>2(1)の①</td> </tr> </table>	歳出予算科目：(組織)厚生労働本省(項)感染症対策費(目)医薬品審査等業務庁費		支出区分	算出方法	調査手数料	2(1)の①	<p>1 略</p> <p>2 負担官が行う事務 (1) 略 (2) 負担官は、別添「契約書(案)」を参考に、都道府県知事(以下「知事」という。)又は指定都市市長(以下「市長」という。)と調査実施に係る<u>請負</u>契約を締結する。</p> <p>3 略</p> <p>4 国が都道府県に示達する予算の内容は、「予防接種後健康状況調査実施要領」の2に掲げる水痘ワクチン及び高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種を受けた者を対象者として実施する調査に要する経費である。 なお、示達する歳出予算科目及び算出方法は下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1128 1150 1957 1358"> <tr> <td colspan="2">歳出予算科目：(組織)厚生労働本省(項)感染症対策費(目)医薬品審査等業務庁費</td> </tr> <tr> <th>支出区分</th> <th>算出方法</th> </tr> <tr> <td>調査手数料</td> <td>2(1)の①</td> </tr> </table>	歳出予算科目：(組織)厚生労働本省(項)感染症対策費(目)医薬品審査等業務庁費		支出区分	算出方法	調査手数料	2(1)の①
歳出予算科目：(組織)厚生労働本省(項)感染症対策費(目)医薬品審査等業務庁費													
支出区分	算出方法												
調査手数料	2(1)の①												
歳出予算科目：(組織)厚生労働本省(項)感染症対策費(目)医薬品審査等業務庁費													
支出区分	算出方法												
調査手数料	2(1)の①												

通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定ワクチン数 × 32,000円 (各都道府県・指定都市) (DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌) ・水痘 × 16,000円 (各都道府県・指定都市) ・インフルエンザ × 8,000円 (各都道府県・指定都市) ・高齢者用肺炎球菌 × 8,000円 (各都道府県・指定都市) ・BCG × 40,000円 (各都道府県・指定都市) 	通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定ワクチン数 × 32,000円 (各都道府県・指定都市) (DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌) ・インフルエンザ × 8,000円 (各都道府県・指定都市) ・BCG × 40,000円 (各都道府県・指定都市)
	2 (1) の②のア		2 (1) の②のア
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定ワクチン数 × <u>8,320円</u> (各都道府県・指定都市) (DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌) ・水痘 × <u>4,160円</u> (各都道府県・指定都市) ・インフルエンザ × <u>2,080円</u> (各都道府県・指定都市) ・高齢者用肺炎球菌 <u>2,080円</u> (各都道府県・指定都市) ・BCG × <u>10,400円</u> (各都道府県・指定都市) 		<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定ワクチン数 × <u>8,000円</u> (各都道府県・指定都市) (DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌) ・インフルエンザ × <u>2,000円</u> (各都道府県・指定都市) ・BCG × <u>10,000円</u> (各都道府県・指定都市)
	2 (1) の②のイ		2 (1) の②のイ
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定ワクチン数 × <u>250円</u> (各都道府県・指定都市) (DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌、<u>水痘</u>) ・インフルエンザ、<u>高齢者用肺炎球菌</u> × <u>250円</u> (各都道府県・指定都市) ・BCG × <u>250円</u> (各都道府県・指定都市) 		<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定ワクチン数 × <u>240円</u> (各都道府県・指定都市) (DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌) ・インフルエンザ × <u>240円</u> (各都道府県・指定都市) ・BCG × <u>240円</u> (各都道府県・指定都市)
	2 (1) の②のウ		2 (1) の②のウ
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定ワクチン数 × <u>1,000円</u> (各都道府県・指定都市) (DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌、<u>水痘</u>) ・インフルエンザ × <u>250円</u> (各都道府県・指定都市) ・高齢者用肺炎球菌 × <u>250円</u> (各都道府県・指定都市) 		<ul style="list-style-type: none"> ・実施予定ワクチン数 × <u>960円</u> (各都道府県・指定都市) (DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌) ・インフルエンザ × <u>240円</u> (各都道府県・指定都市)

・ BCG × 1,240円 (各都道府県・指定都市)

5 略

別添

委 託 契 約 書 (案)

予防接種後健康状況調査を実施するため、〇〇県支出負担行為担当
官〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇県知事 (〇〇市長) (以下「乙」
という。) との間に信義に基づき次の条項により契約を締結する。

第1条 略

第2条 略

第3条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、別紙様式1による
事業計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

2 略。

第4条 略

・ BCG × 1,200円 (各都道府県・指定都市)

5 略

別添

委 託 契 約 書 (案)

予防接種後健康状況調査を実施するため、〇〇県支出負担行為担当
官〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と〇〇県知事 (〇〇市長) (以下「乙」
という。) との間に信義に基づき次の条項により契約を締結する。

第1条 略

第2条 略

第3条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、別紙様式第1によ
る事業計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

2 略。

第4条 略

第5条 甲は、金〇〇〇〇円 [参考 全ワクチン調査する場合、費用の総額は345,630円となる] の範囲内で、この委託事業の実施に要した経費（調査手数料、通信運搬費）を、乙に支払うものとする。

2 甲は、必要があると認めたときは、乙の請求に基づいて前項の委託費を概算払することができるものとする。

第6条 略

第7条 略

第8条 略

第9条 略

第10条 略

第11条 略

第12条 略

別紙様式1

平成26年度予防接種後健康状況調査事業計画書
標記について、委託契約書第3条の規定に基づき、計画を提出いたします。

第5条 甲は、金〇〇〇〇円 [参考 全ワクチン調査する場合、費用の総額は309,120円となる] の範囲内で、この委託事業の実施に要した経費（調査手数料、通信運搬費）を、乙に支払うものとする。

2 甲は、必要があると認めたときは、乙の請求に基づいて前項の委託費を概算払することができるものとする。

第6条 略

第7条 略

第8条 略

第9条 略

第10条 略

第11条 略

第12条 略

別紙様式1

平成26年度予防接種後健康状況調査事業計画書
標記について、委託契約書第3条の規定に基づき、計画を提出いたします。

○実施計画

対象ワクチン	実施時期		対象者数	観察期間 (接種後)	備考
DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘	第1期	4月～6月	40名	28日間	ワクチンの種類毎に各期40名 ※水痘については、下半期のみ実施
	第2期	7月～9月	40名	28日間	
	第3期	10月～12月	40名	28日間	
	第4期	1月～3月	40名	28日間	
インフルエンザ 高齢者用肺炎球菌	4月～3月（1年毎）		40名	28日間	※高齢者用肺炎球菌については下半期のみ実施
BCG	前期・後期		100名	4ヶ月間	各期それぞれ100名
計			1,320名		

○実施計画

対象ワクチン	実施時期		対象者数	観察期間 (接種後)	備考
DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌	第1期	4月～6月	40名	28日間	ワクチンの種類毎に各期40名
	第2期	7月～9月	40名	28日間	
	第3期	10月～12月	40名	28日間	
	第4期	1月～3月	40名	28日間	
インフルエンザ	4月～3月（1年毎）		40名	28日間	
BCG	前期・後期		100名	4ヶ月間	各期それぞれ100名
計			1,300名		

○支払計画

調査 対象ワクチン	調査手数 料	通信運搬費	計
DPT-IPV	32,000	単価 数 金額	
DT	32,000	10,400 1 10,400	
日本脳炎	32,000	8,320 6 49,920	
MR	32,000	4,160 1 4,160	
ヒブ	32,000	2,080 1 2,080	
小児用肺炎球菌	32,000	2,080 1 2,080	
水痘	16,000	250 10 2,500	
インフルエンザ	8,000	1,240 1 1,240	
高齢者用肺炎球菌	8,000	1,000 9 9,000	
BCG	40,000	250 1 250	
計	264,000	81,630	345,630

平成 年 月 日

都道府県知事（指定都市市長） 印

支出負担行為担当官

〇〇〇〇長 殿

○支払計画

調査 対象ワクチン	調査手数料	通信運搬費	計
DPT-IPV	32,000	単価 数 金額	
DT	32,000	10,000 1 10,000	
日本脳炎	32,000	8,000 6 48,000	
MR	32,000	2,000 1 2,000	
ヒブ	32,000	240 8 1,920	
小児用肺炎球菌	32,000	1,200 1 1,200	
インフルエンザ	8,000	960 6 6,720	
BCG	40,000	240 1 240	
計	240,000	70,080	309,120

平成 年 月 日

都道府県知事（指定都市市長） 印

支出負担行為担当官

〇〇〇〇長 殿

別紙様式 2

平成 2 6 年度予防接種後健康状況調査事業実績報告書

標記について、委託契約書第 9 条の規定に基づき、報告いたします。

○調査報告

対象ワクチン	都道府県 調査票 受領枚数	調査票 配布枚数 (切手添 付)	実施機関 からの返 信用切手	実施機関 に 対する送 付	実施機関 における 回収状況
DPT-I PV DT 日本脳炎 MR ヒブ 小児用肺炎球菌 水痘 インフルエンザ 高齢者肺炎球菌 BCG					
計					

別紙様式 2

平成 2 6 年度予防接種後健康状況調査事業実績報告書

標記について、委託契約書第 9 条の規定に基づき、報告いたします。

○調査報告

対象ワクチン	都道府県 調査票 受領枚数	調査票 配布枚数 (切手添 付)	実施機関 からの返 信用切手	実施機関 に 対する送 付	実施機関 における 回収状況
DPT-I PV DT 日本脳炎 MR ヒブ 小児用肺炎球菌 インフルエンザ BCG					
計					

○支出額

調査 対象ワクチン	調査手数 料	通信運搬費			計
		単価	数	金額	
DPT-IPV	32,000				
DT	32,000	10,400	1	10,400	
日本脳炎	32,000	8,320	6	49,920	
MR	32,000	4,160	1	4,160	
ヒブ	32,000	2,080	1	2,080	
小児用肺炎球菌	32,000	2,080	1	2,080	
水痘	16,000	250	10	2,500	
インフルエンザ	8,000	1,240	1	1,240	
高齢者用肺炎球菌	8,000	1,000	9	9,000	
BCG	40,000	250	1	250	
計	264,000			81,630	345,630

平成 年 月 日

都道府県知事（指定都市市長） 印

支出負担行為担当官

〇〇〇〇長 殿

○支出額

調査 対象ワクチン	調査手数料	通信運搬費			計
		単価	数	金額	
DPT-IPV	32,000				
DT	32,000	10,000	1	10,000	
日本脳炎	32,000	8,000	6	48,000	
MR	32,000	2,000	1	2,000	
ヒブ	32,000	240	8	1,920	
小児用肺炎球菌	32,000	1,200	1	1,200	
インフルエンザ	8,000	960	6	6,720	
BCG	40,000	240	1	240	
計	240,000			70,080	309,120

平成 年 月 日

都道府県知事（指定都市市長） 印

支出負担行為担当官

〇〇〇〇長 殿

平成26年度予防接種後健康状況調査予算執行要領

1 趣 旨

この要領は、予防接種後健康状況調査（以下「調査」という。）に必要な経費の執行に関し、国及び国からその事務の依頼を受けた都道府県支出負担行為担当官（以下「負担官」という。）が行う所掌事務について事務の円滑な運営を図るものである。

2 負担官が行う事務

(1) 負担官は示達を受けた予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費の支出負担行為を行うこと。

なお、負担官は指定都市分の予算の執行も行うこと。

①調査手数料

調査実施機関（以下「実施機関」という。）に対する調査手数料

②通信運搬費

ア 調査の対象者が実施機関に送付する調査票等の郵送料

イ 都道府県及び指定都市が実施機関に送付する調査票及び調査一覧表等の郵送料

ウ 実施機関が都道府県及び指定都市に送付する調査表及び調査一覧表等の郵送料

(2) 負担官は、別添「契約書（案）」を参考に、都道府県知事（以下「知事」という。）又は指定都市市長（以下「市長」という。）と調査実施に係る請負契約を締結する。

3 予算執行状況等に関する報告

負担官は、国（厚生労働省健康局結核感染症課）に契約書、知事又は市長が作成した事業計画書及び事業実績報告書の写しを送付すること。

4 国が都道府県に示達する予算の内容は、「予防接種後健康状況調査実施要領」の2に掲げるワクチンの接種を受けた者を対象者として実施する調査に要する経費である。

なお、示達する歳出予算科目及び算出方法は下表のとおりである。

歳出予算科目：（組織）厚生労働本省（項）感染症対策費（目）医薬品審査等業務庁費	
支出区分	算 出 方 法
調査手数料	2（1）の① ・実施予定ワクチン数 × 32,000円（各都道府県・指定都市） （DPT-I PV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌） ・水痘 × 16,000円（各都道府県・指定都市） ・インフルエンザ × 8,000円（各都道府県・指定都市） ・高齢者用肺炎球菌 × 8,000円（各都道府県・指定都市） ・BCG × 40,000円（各都道府県・指定都市）

通信運搬費	2 (1) の②のア		
	・実施予定ワクチン数	×	8,320円 (各都道府県・指定都市)
	(DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌)		
	・水痘	×	4,160円 (各都道府県・指定都市)
	・インフルエンザ	×	2,080円 (各都道府県・指定都市)
	・高齢者用肺炎球菌		2,080円 (各都道府県・指定都市)
	・BCG	×	10,400円 (各都道府県・指定都市)
	2 (1) の②のイ		
	・実施予定ワクチン数	×	250円 (各都道府県・指定都市)
	(DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘)		
	・インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌	×	250円 (各都道府県・指定都市)
	・BCG	×	250円 (各都道府県・指定都市)
	2 (1) の②のウ		
	・実施予定ワクチン数	×	1,000円 (各都道府県・指定都市)
	(DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘)		
・インフルエンザ	×	250円 (各都道府県・指定都市)	
・高齢者用肺炎球菌	×	250円 (各都道府県・指定都市)	
・BCG	×	1,240円 (各都道府県・指定都市)	

5 留意事項

この調査は、国が直接行う事業である。ただし、予算執行についてその円滑な推進を図るため、都道府県に設置されている支出負担行為担当官にその事務の一部を依頼して行うものである。

別添

委 託 契 約 書 (案)

予防接種後健康状況調査を実施するため、〇〇県支出負担行為担当官〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇県知事（〇〇市長）（以下「乙」という。）との間に信義に基づき次の条項により契約を締結する。

第1条 乙は、予防接種後健康状況調査（以下「調査」という。）を行うに当たっては、「予防接種後健康状況調査実施要領（以下「要領」という。）」及びこの契約書に定めるところによるものとする。

第2条 甲及び乙は、この契約に定める条項を誠実に履行するものとする。

第3条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、別紙様式第1による事業計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

2 やむを得ない事情により、事業計画の全部又は一部を変更（軽微な変更を除く）しようとするときも同様とする。

第4条 乙は、前条の規定により、甲の承認を受けた事業計画に従い、委託事業を実施する。

第5条 甲は、金〇〇〇〇円〔参考 全ワクチン調査する場合、費用の総額は345,630円となる〕の範囲内で、この委託事業の実施に要した経費（調査手数料、通信運搬費）を、乙に支払うものとする。

2 甲は、必要があると認めたときは、乙の請求に基づいて前項の委託費を概算払することができるものとする。

第6条 乙は、甲からこの委託事業についての必要な報告を求められたときは、速やかにこれを行うものとする。

第7条 乙は、この契約に基づく事業によって得た成果について、プライバシーの保護に十分注意し、また、甲の承認を受けずにこれを公表してはならないものとする。

第8条 甲は、乙が、次の各号に該当するときは、この契約を解除し、委託費の全部若しくは一部を支払わないことができるものとする。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき。

2 甲は、前項の規定により、この契約の解除を行った場合には、第5条第2項の規定により支払った額の全部、又は一部を返還させることができるものとする。

第9条 乙は、調査の実施（調査票の配布、返信用切手の購入、回収状況の確認）の終了の日から1か月を経過した日または、平成27年4月15日のいずれか早い日までに、別紙様式2による事業実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

第10条 乙は、精算の結果、第5条第2項の規定により支払いを受けた額に剰余を生じた場合には、その剰余金を甲の指示に従って返納するものとする。

第11条 この事業の委託期間は、契約を締結した日から、平成27年3月31日までとする。

第12条 この契約書に定められていない事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
○○○○○ 印

乙 ○○○都道府県知事 (○○市長)
○○○○○ 印

平成 26 年度予防接種後健康状況調査事業計画書

標記について、委託契約書第 3 条の規定に基づき、計画を提出いたします。

○実施計画

対象ワクチン	実施時期		対象者数	観察期間 (接種後)	備考
DPT-IPV、DT、日本脳炎、MR、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘	第 1 期	4 月～6 月	40 名	28 日間	ワクチンの種類毎に各期 40 名 ※水痘については、下半期のみ実施
	第 2 期	7 月～9 月	40 名	28 日間	
	第 3 期	10 月～12 月	40 名	28 日間	
	第 4 期	1 月～3 月	40 名	28 日間	
インフルエンザ 高齢者用肺炎球菌	4 月～3 月（1 年毎）		40 名	28 日間	※高齢者用肺炎球菌については下半期のみ実施
BCG	前期・後期		100 名	4 ヶ月間	各期それぞれ 100 名
計			1,300 名		

○支払計画

調査 対象ワクチン	調査手数料	通信運搬費			計	
DPT-IPV	32,000	単価	数	金額		
DT	32,000	10,400	1	10,400		
日本脳炎	32,000	8,320	6	49,920		
MR	32,000	4,160	1	4,160		
ヒブ	32,000	2,080	1	2,080		
小児用肺炎球菌	32,000	250	10	2,500		
水痘	16,000	1,240	1	1,240		
インフルエンザ	8,000	1,000	9	9,000		
高齢者用肺炎球菌	8,000	250	1	250		
BCG	40,000					
計	264,000			81,630		345,630

平成 年 月 日

都道府県知事（指定都市市長）

印

支出負担行為担当官

〇〇〇〇長 殿

平成 2 6 年度予防接種後健康状況調査事業実績報告書

標記について、委託契約書第 9 条の規定に基づき、報告いたします。

○調査報告

対象ワクチン	都道府県 調査票 受領枚数	調査票 配布枚数 (切手添付)	実施機関 からの返 信用切手	実施機関に 対する送付	実施機関に おける回収 状況
D P T - I P V D T 日本脳炎 MR ヒブ 小児用肺炎球菌 水痘 インフルエンザ 高齢者用肺炎球菌 B C G					
計					

○支出額

調査 対象ワクチン	調査手数料	通信運搬費			計
		単価	数	金額	
D P T - I P V	32,000				
D T	32,000	10,400	1	10,400	
日本脳炎	32,000	8,320	6	49,920	
MR	32,000	4,160	1	4,160	
ヒブ	32,000	2,080	1	2,080	
小児用肺炎球菌	32,000	250	10	2,500	
水痘	16,000	1,240	1	1,240	
インフルエンザ	8,000	1,000	9	9,000	
高齢者用肺炎球菌	8,000	250	1	250	
B C G	40,000				
計	264,000			81,630	

平成 年 月 日

都道府県知事 (指定都市市長)

印

支出負担行為担当官

〇〇〇〇長 殿